

# 琉球大学学術リポジトリ

## 日米琉球諮問委員会. 沖縄復帰準備委員会

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43690">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43690</a>

在勤午事を定める政令

2

然

沖縄復帰準備委員会日本政府代表  
事務所勤務する職員に支給する在勤  
年当の額を定める政令について

昭45、4、8

1、本政令は、今次国会で審議中の  
「沖縄復帰のための準備委員会への日本  
政府代表に関する臨時措置法」の奉  
任政令である。その内容は次のとおり。

2、沖縄復帰準備委員会日本政府代表事  
務所に勤務する職員に支給する在勤年当の  
月額を定める。(実質額は、現<sup>(日本政府)</sup>沖縄事  
務所に勤務する職員に支給するものと同一額)

3、日米琉球諸問題<sup>(の委員)</sup>日本政府代表に支給する  
在勤年当の額を定める政令を廃止する。

~~政令~~

外務省

第193号

昭和45年4月8日

内閣総理大臣 佐藤 榮 作 殿

内閣総理大臣 佐藤 榮 作

外務大臣 愛 知 貞 一

大蔵大臣 福 田 旭 夫

外 務 省

沖縄復帰準備委員会日本国政府代表事務所に勤務する職員に支給する在勤手当の額を定める政令について

額配政令を制定する必要がありますので、別紙政令案及び理由を添えて閣議を求めます。

外 務 省

総第195号

昭和45年4月4日

内閣総理大臣 佐藤 榮 作 殿

内閣総理大臣 佐藤 榮 作

外務大臣 愛 知 毅 一

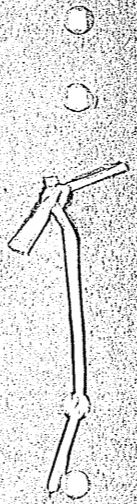
大蔵大臣 福 田 越 夫



外 務 省

沖縄復帰準備委員会日本国政府代表事  
務所に勤務する職員に支給する在勤手  
当の額を定める政令について

額配政令を制定する必要がありますので、別  
紙政令案及び理由を添えて閣議を求めます。



政令第 号

沖縄復帰準備委員会日本国政府代表事務所に勤務する職員に支給する在勤手当の額を定める政令

内閣は、沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（昭和四十五年法律第 号）第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄復帰準備委員会日本国政府代表事務所に勤務する職員に支給する在勤手当の月額は、次の各号に定める区分に従い、当該各号の表に定めらるゝとおりとする。

一 政府代表

扶養親族を同伴しない場合	扶養親族を同伴する場合
四〇二、三〇〇円	四八二、八〇〇円

政府代表以外の職員

区分	扶養親族を同伴しない場合	扶養親族を同伴する場合
一等級の者	一三三、〇〇〇円	一五九、六〇〇円
二等級の三号俸以上の者	一〇七、四〇〇円	一二八、九〇〇円
二等級の二号俸以下の者	九六、九〇〇円	一一六、三〇〇円
三等級の二号俸以上又は四等級の五号俸以上の者	七六、六〇〇円	九一、九〇〇円
四等級の四号俸以下の者	六一、八〇〇円	七四、一〇〇円
五等級の四号俸以上の者	五四、四〇〇円	六五、三〇〇円
五等級の三号俸以下又は六等級の五号俸以上の者	四六、六〇〇円	五五、九〇〇円
六等級の四号俸以下又は七等級の五号俸以上の者	三七、五〇〇円	四五、〇〇〇円

(一)百三十三、二四行

七等級の四号俸以下の者	二九、八〇〇円	三五、八〇〇円
八等級の五号俸以上の者	二五、六〇〇円	三〇、七〇〇円
八等級の四号俸以下の者	二二、三〇〇円	二六、七〇〇円

備考 この表の上欄に掲げる等級及び号俸は、一般職の職員の給与に

関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号

イに規定する行政職俸給表（一）の職務の等級及び号俸をいう。

附 則

- この政令は、公布の日から施行する。
- 沖縄島那覇に設置される諮問委員会の委員となる日本国政府代表に支給する在勤手当の額を定める政令（昭和四十三年政令第二百二十三号）は、廃止する。

理由

沖縄復帰準備委員会日本国政府代表事務所勤務する職員の前手当の支給額を定める必要があるからである。



- 沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所勤務する職員に支給する在勤手当の額を定める政令案要綱
- 一 沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所勤務する職員につき、政府代表にあつては扶養親族同伴の有無、政府代表以外の職員にあつては扶養親族同伴の有無並びに職務の等級及び号俸の別に従い、在勤手当の月額をそれぞれ定めることとする。
  - 二 沖繩島那覇に設置される諮問委員会の委員となる日本国政府代表に支給する在勤手当の額を定める政令を廃止する。

政令第 号

沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所勤務する職員に支給する在勤手当の額を定める政令（案）

内閣は、沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（昭和四十五年法律第 号）第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所勤務する職員に支給する在勤手当の月額は、次の各号に定める区分に従い、当該各号の表に定めるところとする。

一 政府代表

扶養親族を同伴しない場合	扶養親族を同伴する場合
四〇二、三〇〇円	四八二、八〇〇円

二 政府代表以外の職員

区分	扶養親族を同伴しない場合	扶養親族を同伴する場合
一等級の者	一三三、〇〇〇円	一五九、六〇〇円
二等級の三号俸以上の者	一〇七、四〇〇円	一二八、九〇〇円
二等級の二号俸以下の者	九六、九〇〇円	一一六、三〇〇円
三等級の二号俸以上又は四等級の五号俸以上の者	七六、六〇〇円	九一、九〇〇円
四等級の四号俸以下の者	六一、八〇〇円	七四、一〇〇円
五等級の四号俸以上の者	五四、四〇〇円	六五、三〇〇円
五等級の三号俸以下又は六等級の五号俸以上の者	四六、六〇〇円	五五、九〇〇円
六等級の四号俸以下又は七等級の五号俸以上の者	三七、五〇〇円	四五、〇〇〇円
七等級の四号俸以下の者	二九、八〇〇円	三五、八〇〇円
八等級の五号俸以上の者	二五、六〇〇円	三〇、七〇〇円
八等級の四号俸以下の者	二二、三〇〇円	二六、七〇〇円

備考 この表の上欄に掲げる等級及び号俸は、一般職の職員の給与に  
 関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号  
 一に規定する行政職俸給表（一）の職務の等級及び号俸をいう。

附 則

1. この政令は、公布の日から施行する。
2. 沖縄島那覇に設置される諮問委員会の委員となる日本国政府代表に支給する在勤手当の額を定める政令（昭和四十三年政令第二百二十三号）は、廃止する。

理由

沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所勤務する職員  
の在勤手当の支給額を定める必要があるからである。

沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所勤務する職員  
に支給する在勤手当の額を定める政令参照法令

○沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時  
措置法（昭和四十五年法律第 号）（抄）

（給与及び災害補償）

第七条 政府代表には、俸給、期末手当及び在勤手当を支給する。

2 政府代表の俸給月額額は、三十一万円とする。

3 職員には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、  
在勤手当を支給する。

4 第一項及び前項の在勤手当の額は、政府代表及び職員がその  
体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を十分に発  
揮することができるように沖繩島那覇における物価、為替相場  
及び生活水準を勘案して、政令で定める。

（以下略）



○一般職の職員給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）

第六条 俸給表の種類は、左に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところとする。

一 行政職俸給表（別表第一）

イ 行政職俸給表（一）

ロ 行政職俸給表（二）

（以下略）（別表は、本参照法令末尾に添付）

○沖縄島那覇に設置される諮問委員会の委員となる日本国政府代表に支給する在勤手当の額を定める政令（昭和四十三年政令第三百二十三号）

内閣は、沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法（昭和四十三年法律第三十六号）第六条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄島那覇に設置される諮問委員会の委員となる日本国政府代表に支給する在勤手当の月額は、次の表に定めるところとする。

扶養親族を同伴しない場合	扶養親族を同伴する場合
四〇二、三〇〇円	四八二、八〇〇円

附 則

この政令は、公布の日から施行し、昭和四十三年五月一日から適用する。



別表第一 行政職俸給表 (昭44法72・全改)

イ 行政職俸給表(-)

職務 の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	103,100	75,900	—	—	—	34,300	29,500	21,800
2	108,200	79,700	66,200	54,200	43,100	36,200	31,000	22,800
3	113,300	83,500	69,200	57,000	45,700	38,100	32,600	23,800
4	118,500	87,400	72,200	59,800	48,300	40,300	34,300	24,900
5	123,700	91,300	75,300	62,600	50,900	42,500	36,100	26,000
6	128,900	95,300	78,400	65,500	53,500	44,800	37,900	27,100
7	134,100	99,300	81,500	68,400	56,100	47,100	39,700	28,300
8	139,300	103,300	84,600	71,300	58,800	49,400	41,500	29,500
9	144,500	107,300	87,700	74,200	61,500	51,700	43,300	30,600
10	149,700	111,000	90,800	77,100	64,200	54,000	45,100	31,700
11	153,700	114,700	93,600	80,000	66,900	56,300	46,900	32,800
12	156,700	117,800	96,400	82,700	69,500	58,600	48,700	33,900
13	159,700	120,300	99,200	85,200	72,100	60,900	50,500	35,000
14	162,200	122,500	102,000	87,700	74,100	62,900	51,600	36,100
15	164,700	124,700	104,100	90,100	75,700	64,900	52,700	37,000
16		126,900	106,200	92,400	76,900	66,300	53,700	37,800
17			108,300	94,400	78,100	67,400	54,700	38,600
18				96,400	79,200	68,500		
19				98,400	80,500	69,600		
20					81,700	70,700		

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

秘密表示(朱印)

1. 総理、外務、大蔵  
三省共同諮議  
2. 4月9日次官会議  
" 10日閣議  
の干支

部数指示	発信用	執務用	備考
主 信	9	4	13
付			
属			

発信日 昭和45年4月6日  
 発信 タイプ 10月 検査 済

文書課長 公 信 案 (分類)

公 信 第 195 号 公 信 昭和 45 年 4 月 4 日 付

大 臣 主管 起案 昭和 45 年 3 月 31 日

政務次官 官房総務参事官  
 事務次官 官房書記官  
 外務審議官 首席事務官  
 外務審議官  
 官房長

起案者 若杉 電話番号 292

協議先  
 ・ 北米一課長  
 ・ 在外給与室長

受信者 内閣総理大臣  
 発信者 内閣総理大臣  
 外務大臣  
 大蔵大臣

写送付先 (希望発送日)  
 4月7日

件 名 沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所  
 に勤務する職員に支給する在勤手当の額を定むる政  
 令 122.12

標記政令を制定する必要があるとの  
 GA-2 4 154 回覧番号 190

別紙政令案及び理由を添へて閣議を  
 求めます。

別案

3月31日 修正印刷  
4月2日 再修正  
(確定)

一 沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所勤務する職員に支給する在勤手当の額を定める政令案要綱

府代表にあつては扶養親族同伴の有無、政府代表以外の職員にあつては扶養親族同伴の有無並びに職務の等級及び号俸の別に従い、在勤手当の月額をそれぞれ定めることとする。

二 沖繩島那覇に設置される諮問委員会の委員となる日本国政府代表に支給する在勤手当の額を定める政令を廃止する。

政令第 号

沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所勤務する職員に支給する在勤手当の額を定める政令（案）

内閣は、沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（昭和四十五年法律第 号）第七條第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所勤務する職員に支給する在勤手当の月額は、次の各号に定める区分に従い、当該各号の表に定めるところとする。

一 政府代表

扶養親族を同伴しない場合	四〇二、三〇〇円	扶養親族を同伴する場合	四八二、八〇〇円
--------------	----------	-------------	----------

二 政府代表以外の職員



区分	等級の者	等級の三号俸以上の者	等級の二号俸以下の者	等級の二号俸以上又は 等級の五号俸以上の者	等級の四号俸以下の者	等級の四号俸以上の者	等級の三号俸以下又は 等級の五号俸以上の者	等級の四号俸以下又は 等級の五号俸以上の者	等級の四号俸以下の者	等級の五号俸以上の者	等級の四号俸以下の者
扶養親族を同伴しない場合	一三三、〇〇〇円	一〇七、四〇〇円	九六、九〇〇円	七六、六〇〇円	六一、八〇〇円	五四、四〇〇円	四六、六〇〇円	三七、五〇〇円	二九、八〇〇円	二五、六〇〇円	二二、三〇〇円
扶養親族を同伴する場合	一五九、六〇〇円	一三八、九〇〇円	一一六、三〇〇円	九一、九〇〇円	七四、一〇〇円	六五、三〇〇円	五五、九〇〇円	四五、〇〇〇円	三五、八〇〇円	三〇、七〇〇円	二六、七〇〇円

備考△

この表の上欄に掲げる等級及び号俸は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）の職務の等級及び号俸をいう。

附則

- この政令は、公布の日から施行する。
- 沖縄島那覇に設置される諮問委員会の委員となる日本国政府代表に支給する在勤手当の額を定める政令（昭和四十三年政令第百二十三号）は、廃止する。

理由

沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所勤務する職員  
の在勤手当の支給額を定める必要があるからである。

（スティーブル原稿）

沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所に勤務する職員  
に支給する在勤手当の額を定める政令案要綱

- 一 沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所に勤務する職員<sup>（に）</sup>  
政府代表及び政府代表以外の職員は区分<sup>（に）</sup>政府代表にあつて  
は扶養親族同伴の有無、政府代表以外の職員にあつては扶養親  
族同伴の有無並びに職務の等級及び号俸の別に従<sup>（て）</sup>在勤手当の  
月額をそれぞれ定めることとする。
- 二 沖繩島那覇に設置される諮問委員会の委員となる日本国政府  
代表に支給する在勤手当の額を定める政令を廃止する。

原稿  
ミス



政令第

号

沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所勤務する職員に支給する在勤手当の額を定める政令(案)

内閣は、沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法(昭和四十五年法律第 号)第七條第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所勤務する職員に支給する在勤手当の月額は、次の各号に定める区分に従い、  
相当該各号の表に定めるとおりとする。

↑一 政府代表

扶養親族を同伴しない場合	四〇二、三〇〇円
扶養親族を同伴する場合	四八二、八〇〇円

↑二 政府代表以外の職員

一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九

12

9

9

二十五号)第六條第一項第十一号に規定する行政職俸給表(甲)の適用を受ける職員

区分

職務の等級及び俸俸	扶養親族を同伴しない場合	扶養親族を同伴する場合
一等級の者	一〇七、四〇〇円	一二八、九〇〇円
二等級の二号俸以上の者	九六、九〇〇円	一一六、三〇〇円
三等級の二号俸以上及び四等級の五号俸以上の者	七六、六〇〇円	九一、九〇〇円
四等級の四号俸以下の者	六一、八〇〇円	七四、一〇〇円
五等級の四号俸以上の者	五四、四〇〇円	六五、三〇〇円
五等級の三号俸以下及び六等級の五号俸以上の者	四六、六〇〇円	五五、九〇〇円
六等級の四号俸以下及び七等級の五号俸以上の者	三七、五〇〇円	四五、〇〇〇円
七等級の四号俸以下の者	二九、八〇〇円	三五、八〇〇円

32

八等級の五号俸以上	二五、六〇〇円	三〇、七〇〇円
八等級の四号俸以下者	二二、三〇〇円	二六、七〇〇円

の者

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 沖縄島那覇に設置される諮問委員会の委員となる日本国政府代表に支給する在勤手当の額を定める政令（昭和四十三年政令第二百二十三号）は、廃止する。

備考

この表の上欄に掲げる等級及び号俸は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政取俸給表（一）の取俸の等級及び号俸をいう。

理 由

沖縄復帰準備委員会日本国政府代表事務所勤務する職員の在勤手当の支給額を定める必要があるからである。



3月27日(金)午後2時  
 法判局審議

沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所勤務する職員に支給する在勤手当の額を定める政令案要綱

一 沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所勤務する職員は、政府代表及び政府代表以外の職員に区分し、政府代表にあつては扶養親族同伴の有無並びに職務の等級及び号俸の別に従い、在勤手当の月額をそれぞれ定めることとする。

二 沖繩島那覇に設置される諮問委員会の委員となる日本国政府代表に支給する在勤手当の額を定める政令を廃止する。

WAKASUGI

政令第 号

沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所勤務する職員に支給する在勤手当の額を定める政令(案)

内閣は、沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法(昭和四十五年法律第 号)第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所勤務する職員に支給する在勤手当の月額は、次の各号に定める区分に従い、それぞれ当該各号の表に定めるとおりとする。

△扶養親族を同伴しない場合	△扶養親族を同伴する場合
四〇二、三〇〇円	四八二、八〇〇円
↑政府代表以外の職員	↑政府代表

△一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九号)第九條

下



9.10

七等級の四号俸以下	二九、八〇〇円	三五、八〇〇円
六等級の四号俸以上 七等級の五号俸以上	三七、五〇〇円	四五、〇〇〇円
五等級の四号俸以上 六等級の五号俸以上	四六、六〇〇円	五五、九〇〇円
四等級の四号俸以下 五等級の四号俸以上	六一、八〇〇円	七四、一〇〇円
三等級の二号俸以上 四等級の五号俸以上	七六、六〇〇円	九一、九〇〇円
二等級の二号俸以下 三等級の二号俸以上	九六、九〇〇円	一一六、三〇〇円
一等級の三号俸以上 二等級の三号俸以下	一〇七、四〇〇円	一二八、九〇〇円
一等級の者	一三三、〇〇〇円	△一五九、六〇〇円

十五号(第一項第十号)に規定する行政職俸給表(一)の適用を受ける職員  
 扶養親族を同伴しない場合  
 扶養親族を同伴する場合

11  
12  
11  
27  
29

38語 (pitch) 35

階級別(Ch. 12) 不可

八等級の五号俸以上	二五、六〇〇円	三〇、七〇〇円
八等級の四号俸以下	二二、三〇〇円	二六、七〇〇円

1 この政令は、公布の日から施行する。  
 2 沖縄島那覇に設置される諮問委員会の委員となる日本国政府代表に支給する在動手当の額を定める政令(昭和四十三年政令第二百二十三号)は、廃止する。

備考 △この表の上欄に掲げる等級及び号俸は、一般職の取組  
 △昭和二十五年四月九日(昭和二十五年四月九日)の政令  
 △昭和二十五年四月九日(昭和二十五年四月九日)の政令  
 △昭和二十五年四月九日(昭和二十五年四月九日)の政令  
 △昭和二十五年四月九日(昭和二十五年四月九日)の政令

△ 理由

沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所勤務する職員に在勤手当の支給額を定める必要があるからである。

沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所勤務する職員に支給する在勤手当の額を定める政令案要綱

一 沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所勤務する職員を政府代表及び政府代表以外の職員に区分し、政府代表にあつては扶養親族同伴の有無、政府代表以外の職員にあつては扶養親族同伴の有無並びに職務の等級及び号俸の別に従い、在勤手当の月額をそれぞれ定めることとする。

二 沖繩島那覇に設置される諮問委員会の委員となる日本国政府代表に支給する在勤手当の額を定める政令を廃止する。

政令第 号

沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所勤務する職員に支給する在勤手当の額を定める政令（案）  
 内閣は、沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（昭和四十五年法律第 号）第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所勤務する職員に支給する在勤手当の月額は、次の各号に定める区分に従い、それぞれ当該各号の表に定めるとおりとする。

一 政府代表

扶養親族を同伴しない場合	扶養親族を同伴する場合
四〇二、三〇〇円	四八二、八〇〇円

二 政府代表以外の職員

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九

十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）の適用を受ける職員

職務の等級及び号俸	扶養親族を同伴しない場合	扶養親族を同伴する場合
一等級	一三三、〇〇〇円	一五九、六〇〇円
二等級の三号俸以上	一〇七、四〇〇円	一二八、九〇〇円
二等級の二号俸以下	九六、九〇〇円	一一六、三〇〇円
三等級の二号俸以上及び四等級の五号俸以上	七六、六〇〇円	九一、九〇〇円
四等級の四号俸以下	六一、八〇〇円	七四、一〇〇円
五等級の四号俸以上	五四、四〇〇円	六五、三〇〇円
五等級の三号俸以下及び六等級の五号俸以上	四六、六〇〇円	五五、九〇〇円
六等級の四号俸以下及び七等級の五号俸以上	三七、五〇〇円	四五、〇〇〇円
七等級の四号俸以下	二九、八〇〇円	三五、八〇〇円



八等級の五号俸以上	二五、六〇〇円	三〇、七〇〇円
八等級の四号俸以下	二二、三〇〇円	二六、七〇〇円

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 沖縄島那覇に設置される諮問委員会の委員となる日本国政府代表に支給する在勤手当の額を定める政令（昭和四十三年政令第二百二十三号）は、廃止する。

理 由

沖縄復帰準備委員会日本国政府代表事務所勤務する職員の在勤手当の支給額を定める必要があるからである。

政令第 号

沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所勤務する職員に支給する在勤手当の額を定める政令（案）

内閣は、沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法（昭和四十五年法律第 号）第七條第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所勤務する職員に支給する在勤手当の月額は、次の各号に定める区分に従い、それぞれ当該各号の表に定めるとおりとする。

一 政府代表

扶養親族を同伴しない場合	扶養親族を同伴する場合
四〇二、三〇〇円	四八二、八〇〇円

二 政府代表以外の職員

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九

十五号）第六條第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）の適用を受ける職員

職務の等級及び号俸	扶養親族を同伴しない場合	扶養親族を同伴する場合
一等級	一三三、〇〇〇円	一五九、六〇〇円
二等級の三号俸以上	一〇七、四〇〇円	一二八、九〇〇円
二等級の二号俸以下	九六、九〇〇円	一一六、三〇〇円
三等級の二号俸以上及び四等級の五号俸以上	七六、六〇〇円	九一、九〇〇円
四等級の四号俸以下	六一、八〇〇円	七四、一〇〇円
五等級の四号俸以上	五四、四〇〇円	六五、三〇〇円
五等級の三号俸以下及び六等級の五号俸以上	四六、六〇〇円	五五、九〇〇円
六等級の四号俸以下及び七等級の五号俸以上	三七、五〇〇円	四五、〇〇〇円
七等級の四号俸以下	二九、八〇〇円	三五、八〇〇円

八等級の五号俸以上	二五、六〇〇円	三〇、七〇〇円
八等級の四号俸以下	二二、三〇〇円	二六、七〇〇円

附 則

一 この政令は、公布の日から施行する。

二 沖縄島那覇に設置され、諮問委員会の委員となる日本国政府代表に支給する在勤手当の額を定むる政令（昭和四十二年政令百二十三号）は、廃止する。

秘密表示 (朱印)

写 部

文書課長 高 裁 案 (分類)

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 官房総務参事官 官房書記官 首席事務官	起案 昭和45年3月23日 決裁 昭和 年 月 日 起案者 犬丸 電話番号 292
---	---------------------------------	---

協議先

人事課長  
在外給与室  
会計課長  
総務室長  
調査室  
支出室  
主計室

アメリカ  
北米第一課長

下記の件に関し高裁を仰ぎます。

件名 沖縄復帰準備委員会日本国政府代表事務所勤務する職員に支給する在勤手当の額を定める政令の制定に  
ついて

沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に對する臨時措置法 (現在国会において)

GA-1 注意 決裁後直ちに写1通を文書課へ回付すること 外務省 回覧番号 162

会計  
45.3.24  
総務

審議中)才7条4項の規定に基づき、沖縄復帰準備委員会日本国政府代表事務所勤務する職員に支給する在勤手当の額を定めるため、別紙政令の制定手続きを進めることといたしたい。

なお、同政令の公布の期日については、前記臨時措置法の公布と同日とすることとし、(本草案の成立と同時に公布を予定)

GA-4 外務省



昭和四十五年二月二日

沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所の職員に支給する在勤手当の額を定める政令（案）  
 内閣は、沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所の設置に関する暫定措置法（昭和四十五年法律第 号）第七条第三項の規定に基づき、この制令を訓定する。

沖繩復帰準備委員会日本国政府代表事務所の職員に支給する在勤手当の月額は、次の各号に定める区分に従い、それぞれ当該各号の表に定めるとおりとする。

一 政府代表

扶養親族を同伴しない場合	扶養親族を同伴する場合
四〇二、三〇〇円	四八二、八〇〇円

二 政府代表以外の職員

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。）第六条第一項第一号イに規定する行

政職俸給表(一)の適用を受ける職員

職務の等級及び号俸	扶養親族を同伴しない場合	扶養親族を同伴する場合
一等級	一三三、〇〇〇円	一五九、六〇〇円
二等級の三号俸以上	一〇七、四〇〇円	一二八、九〇〇円
二等級の二号俸以下	九六、九〇〇円	一一六、三〇〇円
三等級の二号俸以上及び四等級の五号俸以上	七六、六〇〇円	九一、九〇〇円
四等級の四号俸以下	六一、八〇〇円	七四、一〇〇円
五等級の四号俸以上	五四、四〇〇円	六五、三〇〇円
五等級の三号俸以下及び六等級の五号俸以上	四六、六〇〇円	五五、九〇〇円
六等級の四号俸以下及び七等級の五号俸以上	三七、五〇〇円	四五、〇〇〇円



七等級の四号俸以下	二九、八〇〇円	三五、八〇〇円
八等級の五号俸以上	二五、六〇〇円	三〇、七〇〇円
八等級の四号俸以下	二二、三〇〇円	二六、七〇〇円

附 則

この政令は、昭和四十五年四月一日から施行する。